

児童扶養手当や特別児童扶養手当について

次に該当する方は児童扶養手当や特別児童扶養手当が支給されます。
 手当を受けるには手続きが必要となりますので、詳しくはお問合せください。



児童扶養手当

■ 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する方（祖父母等）。

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等している必要があります。

ただし、支給対象者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族等の人数	手当を請求する人(本人)の所得制限限度額		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円 加算		

■ 支給額

区分	全部支給	一部支給	全部停止
児童1人目	45,500円	所得に応じて45,490円～10,740円の範囲の額	0円
児童2人目の加算額	10,750円	所得に応じて10,740円～5,380円の範囲の額	0円
児童3人目以降の加算額	6,450円	所得に応じて6,440円～3,230円の範囲の額	0円

特別児童扶養手当

■ 支給対象者

20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方。

- 知的発達又は精神に障がいをもつ児童（療育手帳所持の場合はA又はB判定程度）
- 身体に障がいのある児童（身体障害者手帳所持の場合は1～4級。ただし4級は一部該当）

ただし、支給対象者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族の数	支給対象者の所得制限限度額	支給対象者の配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円

■ 支給額

区分	手当月額
1級	55,350円
2級	36,860円

☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）